

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年 7月 23日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市右京区梅津高畝町47番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日新電機株式会社 代表取締役社長 松下 芳弘			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	765 台	3 台	2 台	769 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	185 台	0 台	2 台	192 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	7.2	キログラム	15.0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0.7	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	対象サイトを含む国内グループで環境管理体制（ISO14001）を構築している。 環境管理基準の中の「フロン取扱基準」にフロン機器の設置時や、フロン台帳整備、簡易点検等を規定し、全部門で管理している。			
	廃棄時	対象サイトを含む国内グループで環境管理体制（ISO14001）を構築している。 環境管理基準の中の「フロン取扱基準」にフロン機器の廃棄時の手順等を規定し、全部門で管理している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	対象サイトを含む国内グループで順法教育を実施している。 フロンに関わる教育:23年度 部門毎の個別教育実施 環境監査毎年1回 環境順守チェック毎年2回実施しフロンを含む法順守の実施状況を確認			
	廃棄時	対象サイトを含む国内グループで順法教育を実施している。 フロンに関わる教育:23年度 部門毎の個別教育実施 環境監査毎年1回 環境順守チェック毎年2回実施しフロンを含む法順守の実施状況を確認			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	新設のフロン機器については温室効果が比較的小さいR32を標準として導入している				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。